

第14期 文化審議会 著作権分科会 法制・基本問題小委員会における 当面の検討課題について（案）

1. 視覚障害者等の発行された著作物へのアクセスを促進するためのマラケシュ条約（仮称） についての対応

平成25年6月、視覚障害者等のための著作権の権利制限及び例外について規定した「視覚障害者等の発行された著作物へのアクセスを促進するためのマラケシュ条約（仮称）」が採択された。本条約締結に向け、必要な検討を行う。

2. 著作物等のアーカイブ化の促進

知的財産推進計画2014（平成26年7月知的財産戦略本部）（以下「知財計画」という。）において示された、著作物等のアーカイブ化の促進に係る課題について、検討を行う。

<参考>知財計画における記述

（アーカイブの利活用促進のための著作権制度の見直し）

- ・ 孤児著作物を含む過去の膨大なコンテンツ資産の権利処理の円滑化等によりアーカイブの利活用を促進するため、著作権者不明の場合の裁定の手續の簡素化や、裁定を受けた著作物の再利用手續の簡素化等裁定制度の在り方について早急に検討を進めるとともに、諸外国の取組・動向等も参考としつつ、アーカイブ化の促進に向けて新たな制度の導入を含め検討を行い、必要な措置を講じる。（短期・中期）（文部科学省）

3. 教育の情報化の推進等

<参考>知財計画における記述

- ・ 大規模公開オンライン講座等のインターネットを通じた教育や、上記（※）に関する検討と併せてデジタル教科書・教材に係る著作権制度上の課題について検討し、必要な措置を講ずる。（短期・中期）（文部科学省）

（※）デジタル教科書・教材の位置付け及びこれらに関連する教科書検定制度等の在り方

その他の課題については、必要に応じて適宜検討を行う。

（以 上）